令和8年度採用
尼崎市教育委員会会計年度任用職員 募集案内

● 非常勤職員（会計年度任用職員）の募集

非常勤職員（会計年度任用職員）とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は１年（４月１日～翌３月３１日）以内[※1]と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定[※2]が様々適用されます。

※１　翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。
※２　服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

このたび、下記のとおり非常勤職員（会計年度任用職員）の募集を行います。

尼崎市教育委員会会計年度任用職員（非常勤事務補助員）の募集

～　校務員業務（登録制）　～

１　応募受付期間・時間

⑴　期間　　随時、通年で任用希望登録申込を受け付けています。

⑵　時間　　午前８時４５分～正午／午後１時～午後５時３０分

⑶　備考　　日曜日・土曜日・祝休日・年末年始は受付を行っていません。

２　応募条件

免許や資格は特に必要ありませんが、大工・園芸の得意な方や学校の環境美化に力を尽くしていただける方を積極的に求めています。

ただし、次の⑴・⑵に該当する方については、職員となることができませんので、ご注意ください。

⑴　地方公務員法第１６条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当する方

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑵　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のため

の措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下、「こども性暴力防止法」という。）における特定性犯罪事実該当者（別紙参照）

３　応募方法

応募書類（市販の履歴書又は応募様式）に必要事項を記入し、及び顔写真を貼付し、職員課（尼崎市教育・障害福祉センター３階）まで送付又は直接ご持参ください。

４　採用までの概ねの流れ

応募書類が職員課に届いた時点で「任用希望登録申込者」として受付
↓
応募書類により選考を実施
↓
書類選考を通った方に対して、職員課から連絡を行い、面接を実施
↓
面接結果により採用可否を決定

※　応募された方全員に連絡があるわけではありませんので、ご承知おきください。

５　勤務条件

⑴　任期

令和８年４月１日～令和９年３月３１日の間で必要な期間（１年間）

⑵　条件付採用期間

採用日から１か月間（勤務日数が少ないときなどは１か月を超える場合あり）

⑶　勤務場所

尼崎市立小学校、中学校又は高等学校

⑷　職務内容

各学校の校務員業務

⑸　勤務時間

ア　勤務時間

(ｱ) 月曜日から金曜日までの午前７時 45 分から午後３時 45 分まで又は午前９時から午後５時までの交替制で１日７時間勤務及び１週 35 時間勤務。

(ｲ) 月曜日から金曜日までの午後２時１５分から午後９時までで１日６時間勤務１週３０時間勤務（琴城分校）。

(ｳ) 月曜日から金曜日までの午後０時から午後７時 45 分まで又は午後１時から午後８時４５分までの交替制で１日７時間勤務及び１週 35 時間勤務（琴ノ浦高等学校）。

イ　休憩時間

学校長が指定する勤務時間の途中の６０分(原則、正午から午後１時までの１時間)。琴城分校・琴ノ浦高等学校は、学校長が指定する勤務時間の途中の４５分。

ウ　勤務を要しない日等

次の(ア)～(ウ)が一般的ですが、勤務を要しない日等は各学校が定めます。

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 年末年始（１２月２９日～１月３日）

エ　その他

公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合があります。

⑹　休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、介護休暇（無給）等の制度があります。

⑺　給与等

ア　報酬月額　１９１，２７０円～１９３，４３０円（令和８年度の予定額）
※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。
※上記は１週３５時間勤務の場合の報酬月額です。

イ　通勤代　自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道２㎞以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道１㎞以上の場合支給あり

ウ　賞与　期末手当及び勤勉手当を６月及び１２月に支給（予定）
※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

⑻　健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※　適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

⑼　公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

⑽　勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

６　留意事項

⑴　登録期間（応募書類の有効期間）は、原則として令和９年３月３１日までです。
ただし、申込者からの申出がない場合は、令和１０年３月３１日まで有効期間を延長し、令和９年度又は令和１０年度の採用に利用する場合があります。
なお、申込者から登録取消の申出があったとき又は令和１０年４月１日になったときは、その時点で当該応募書類による登録は失効したものとして取り扱います。

⑵　連絡先などの変更が登録期間中にあった場合は、職員課までご連絡ください。

⑶　職員課に提出された応募書類は、いかなる理由があっても返却しません。

⑷　応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。

⑸　本業務へ従事するにあたっては、令和８年１２月２５日までに施行予定のこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪事実該当者の場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

⑹　応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で登録や内定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

７　問い合わせ先（登録受付先）

尼崎市教育委員会事務局　管理部　職員課
〒661-0024　尼崎市三反田町１丁目１番１号
尼崎市教育・障害福祉センター３階
電話：06－4950－5660、ファクス：06－4950－5658